

令和3年12月20日
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

株式会社 特種東海フォレスト
静岡県島田市金谷東1丁目753番地1

2 指名停止期間

令和3年12月20日 ～ 令和4年1月19日（1ヵ月間）

3 指名停止の理由

株式会社 特種東海フォレストは、伊豆森林管理署長と令和3年4月23日付けで契約した「令和3年度地蔵堂地区森林環境保全整備事業（保育間伐活用型外）」において、隣接する事業区域外の分収育林地（地蔵堂国有林267林班は1小班）のヒノキ6本（材積2.854m³）を誤って伐採した。また、過去（平成31年3月）にも当局管内で同類の不適切な事案（誤伐）を発生させており、その時の再発防止対策が社内教育で徹底されていなかった。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日59林野経第156号）別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

4 林野庁「工事請負契約指名停止等措置要領」の該当要件

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：経理課専門官（契約適正化担当）